

【新卒者・既卒者の採用をお考えの事業主の皆さまへ】

新卒者就職実現プロジェクト事業

(**3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金**、
3年以内既卒者トライアル雇用奨励金、**既卒者育成支援奨励金**)
の対象者を拡充しました!

**平成22年度の卒業予定者で就職先が未決定の方も、
平成23年2月1日以降、各奨励金の対象になります!**
(平成22年度限りの緊急措置)

- ※ 平成23年1月31日以前に職業紹介を受けている場合は、各奨励金の対象とはなりません。
- ※ 雇用開始は卒業日の翌日以降です。

3年以内既卒者(新卒扱い) 採用拡大奨励金

正規雇用から6ヵ月後に100万円支給

対象者：平成20年3月以降に大学等を卒業後、安定した就労の経験がない既卒者
または、平成22年度に大学等の卒業を予定している者

3年以内既卒者 トライアル雇用奨励金

有期雇用期間(3ヵ月)：月額10万円
正規雇用から3ヵ月後：50万円

既卒者育成支援奨励金

※成長分野等の中小企業事業主が対象です。

有期雇用期間(6ヵ月)：月額10万円
座学等に要する経費(3ヵ月)：月額上限5万円
正規雇用から3ヵ月後：50万円

対象者：平成20年3月以降に大学等、高校、中学を卒業後、安定した就労の経験がない既卒者
または、平成22年度に大学等、高校、中学の卒業を予定している者

- ※ 大学等とは、大学、大学院、短大、高専および専修学校等をいいます。
- ※ ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録をしている者で、公共職業安定所長が奨励金の活用が必要であると認めた者が対象となります。(ハローワークまたは新卒応援ハローワークからの職業紹介を受ける前に、対象者を雇用することを約している場合は、支給対象になりません。)
- ※ 募集・採用は、新卒未内定の方のみでなく、卒業後3年以内の既卒者を含め、幅広く行っていただく必要があります。

奨励金の支給には、一定の要件があります。詳しくは、お近くの都道府県労働局、ハローワークまたは新卒応援ハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク・新卒応援ハローワーク